

西東京市公告

公開による意見の聴取について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第1項ただし書の規定による許可をするために、同条第15項の規定による公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行うので、西東京市建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則（平成29年西東京市規則第8号。以下「規則」という。）第2条の規定により次のとおり公告する。

この場合において、当該許可に利害関係を有する者は、規則第11条第1項の規定により公聴会で意見を述べることができる。意見を述べようとする者は、同条第2項の規定により当該公聴会の期日の3日前までに、市長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び利害関係を記した書面を提出するものとする。

令和7年4月1日

西東京市長 池 澤 隆 史

- 1 公聴会を行う日時
令和7年4月16日（水）午後2時から
- 2 公聴会を行う場所
西東京市役所保谷南分庁舎 1階会議室
西東京市中町一丁目5番1号
- 3 書面の提出先
西東京市まちづくり部建築指導課（保谷東分庁舎2階）
西東京市中町一丁目6番8号
電話 042-438-4017
- 4 公聴会を行う理由
次の建築を許可しようとするため

建築主住所	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	
氏名	東京都知事 小池 百合子	
建築敷地	西東京市東伏見一丁目525番1 ほか	
地域地区等	第一種低層住居専用地域、第1種高度地区及び準防火地域	
	既存建築物の概要	申請の概要
工事種別	－	増築
用途	四阿	事務所（公園管理事務所）
敷地面積	－	21,996.33㎡
建築面積	19.99㎡	512.64㎡

延べ面積	19.99m ²	496.94m ²
構造	木造	鉄骨造
階数	地上 1 階	地上 1 階
高さ	4.41m	5.730m ほか
適用条文	建築基準法第48条第 1 項ただし書	